

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	令和２年12月18日
【中間会計期間】	第63期中（自 令和２年４月１日 至 令和２年９月30日）
【会社名】	株式会社六石ゴルフ倶楽部 （旧会社名 株式会社桑名カントリー倶楽部六石コース）
【英訳名】	The Rokkoku Golf Club Co.,Ltd. （旧英訳名 The Kuwana Country Club Rokkoku Course Co.,Ltd.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三澤 孝行
【本店の所在の場所】	三重県いなべ市北勢町大字阿下喜字北谷3290番地
【電話番号】	０５９４（７２）３６１１
【事務連絡者氏名】	代表取締役社長 三澤 孝行
【最寄りの連絡場所】	三重県いなべ市北勢町大字阿下喜字北谷3290番地
【電話番号】	０５９４（７２）３６１１
【事務連絡者氏名】	代表取締役社長 三澤 孝行
【縦覧に供する場所】	該当なし

（注）令和２年６月２３日開催の第６２回定時株主総会の決議により、令和２年６月２３日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第61期中	第62期中	第63期中	第61期	第62期
会計期間	自平成30年 4月1日 至平成30年 9月30日	自平成31年 4月1日 至令和元年 9月30日	自令和2年 4月1日 至令和2年 9月30日	自平成30年 4月1日 至平成31年 3月31日	自平成31年 4月1日 至令和2年 3月31日
売上高又は営業収益 (千円)	267,536	268,796	235,154	511,082	538,928
経常利益 (千円)	33,334	39,839	11,383	46,930	63,431
中間(当期)純利益 (千円)	22,271	26,590	7,755	31,998	55,442
持分法を適用した場合 の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
発行済株式総数 (株)	1,620	1,620	1,620	1,620	1,620
純資産額 (千円)	735,815	772,133	808,741	745,543	800,985
総資産額 (千円)	7,077,933	6,946,808	7,101,208	7,028,626	7,042,244
1株当たり純資産額 (円)	454,207	476,625	499,223	460,211	494,435
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	13,747	16,413	4,787	19,752	34,223
潜在株式調整後1株当 たり中間(当期)純利 益 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	10.4	11.1	11.4	10.6	11.4
営業活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	82,663	78,734	34,695	96,841	87,574
投資活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	-	-	-	533	42,481
財務活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	126,344	106,497	73,921	196,569	41,752
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	89,937	6,661	231,342	34,424	122,726
従業員数 (外、平均臨時雇用者 数) (人)	10 (3)	9 (6)	9 (4)	9 (3)	9 (3)

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成していないため、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移は記載しておりません。

2. 売上高又は営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益は、持分法適用会社がないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和2年9月30日現在

従業員数(人)	9(4)
---------	------

(注) 1. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー)は、当中間会計期間の平均人員を()
外数で記載しております。

2. 当社は、ゴルフ場経営事業のみの単一セグメント・単一事業部門であるため、当社全体での従業員数を記載しております。

(2) 労働組合の状況

平成18年8月に労働組合は解散しましたが、労使間は円満な関係を維持しており、特記事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営指針及び、当社が優先的に対処すべき課題について、重要な変更はありません。

2【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当中間会計期間におけるわが国の経済は、年初頭から発生した新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、各国間の経済活動の中止や社会不安を招いております。今夏に予定されていた東京オリンピック・パラリンピックの延期など自粛要請のなか、政府主導で景気の下支えの政策が実施されております。さらに、防疫の観点から新しい生活様式の取入れやリモートワークなどIT技術を活用したDX（デジタルトランスフォーメーション）の導入など各企業においても対応を急いでおります。ゴルフ業界におきましてもトーナメントの中止など感染防止の取り組みに尽力しており、厳しい自主規制を伴うとともに利用料金の低廉化の傾向が一層進んでおります。

このような状況の中、当社が経営するゴルフ場は、コースの維持管理に努めるとともに、顧客満足度向上を目的とした料金設定やプラン設定などを実施し、来場者の増員に努めた結果、1日当たり平均入場者数は前年同期比1名減少の157名となりました。新型コロナウイルス感染症の影響もありましたが、ソーシャルディスタンスの励行や感染防止に努めた結果、当中間会計期間の来場者総数といたしましては、前年同期比64名減少の26,531名となりました。この結果、当中間会計期間の経営成績は、売上高が235,154千円で、前年同期比33,641千円の減少（前年同期比12.5%減）となり、営業利益は11,744千円（前年同期比70.4%減）、経常利益は11,383千円（前年同期比71.4%減）、中間純利益は7,755千円（前年同期比70.8%減）となりました。

また、当中間会計期間も入会保証金の返還請求により預り保証金が減少（純減少額27,328千円）しましたが、新規に借入を160,000千円実行し、現金及び預金が前事業年度末の122,726千円から231,342千円と108,616千円増加したこと等により、前事業年度末に比べ資産合計が58,964千円増加し7,101,208千円となり、負債合計が51,208千円増加し6,292,466千円となり、純資産合計が7,755千円増加し808,741千円となりました。

キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、税引前中間純利益が11,383千円（前年同期比71.4%減）と減少したものの、長期借入金の借入により、前中間会計期間末に比べ224,681千円増加（前年同期は6,661千円）し、当中間会計期間末には231,342千円となりました。

また、当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は34,695千円（前年同期比55.9%減）となりました。

これは主に、税引前中間純利益が11,383千円（同71.4%減）と減少したものの、法人税等の支払額が11,201千円増加（同115.2%増）したこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローはありません（前年同期もなし）。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は73,921千円（前年同期は106,497千円の使用）となりました。

これは、会員預り金の返還による支出が32,328千円（同47.6%減）と減少し、長期借入金の借入による収入が160,000千円（前年同期はなし）増加したこと等によるものであります。

販売の実績

事業の内容	金額（千円）	前年同期比（％）
（ゴルフ場経営事業）		
ゴルフ場収益	212,214	88.6
食堂・売店売上高	20,658	78.7
入会登録料	2,281	76.1
合計	235,154	87.5

（注）上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2)経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間会計期間末現在において判断したものであります。

当中間会計期間の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の当中間会計期間の経営成績等は「(1)経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。当社はスポーツ振興及び生涯スポーツとしてのゴルフライフを楽しんでいただける社交場を提供することを目指し、高いコースクォリティの維持向上やゴルファー人口の拡大と社会貢献に努めた結果、当中間会計期間は目標とする入場者数27,000人には達しなかったものの、確実に営業利益を確保し、内部留保の充実を図るという経営指針を遂行することができたものと判断しております。

具体的な当中間会計期間の経営成績等の状況に関する分析は次のとおりであります。

a. 経営成績等

1) 財政状態

当中間会計期間の資産合計は、前事業年度末に比べ58,964千円増加し7,101,208千円となりました。

流動資産は85,361千円増加し296,409千円となりました。これは主に現金及び預金が108,616千円増加したことによるものであり、分析につきましては「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

固定資産は26,397千円減少し6,804,798千円となりました。これは主に設備投資がなく、減価償却費の計上があったことによるものであります。

当中間会計期間の負債合計は、前事業年度末に比べ51,208千円増加し6,292,466千円となりました。

流動負債は70,451千円減少し81,695千円となりました。これは主に短期借入金の返済により短期借入金36,000千円減少したことや、未払法人税等が17,930千円減少したこと等によるものであります。

固定負債は121,660千円増加し6,210,771千円となりました。これは主に長期借入金が150,004千円増加したことによるものであります。

当中間会計期間の純資産合計は、前事業年度末に比べ7,755千円増加し808,741千円となりました。これは主に当中間会計期間の中間純利益の計上により、繰越利益剰余金が7,842千円増加したことによるものであります。

2) 経営成績

売上高は、来場者総数が前年同期比64名減少の26,531名となった結果、前年同期比12.5%減の235,154千円となりました。

売上原価は、新型コロナウイルス感染症の影響にてコンペ等の取り止め等から水道光熱費の減少及び食堂原価の減少等により、前年同期比2.0%減の202,074千円となりました。

販売費及び一般管理費は、会議集会費や負担金の減少により、前年同期比6.8%減の21,335千円となりました。

3) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要
キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

b. 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

今後のゴルフ業界の見通しとしては厳しい状況は続くものと思われ、当社の経営成績に重要な影響を与える季節や気候による入場者数の変動、財政状態に重要な影響を与える入会保証金の返還請求への対応が重要な課題と認識しております。これらに対して、好天時の集客強化として、各種イベントの増加や料金設定の見直しを図り確実に営業利益を確保するとともに、入会保証金の返還に対して内部留保の充実及び確実な資金繰り計画を立てることを実施いたしております。

資本の財源及び資金の流動性

当社の契約債務として重要な入会保証金は、入会日から10年間若しくは20年間据置した後、退会を希望する会員に返還することとなっております。現在、据置期間が経過した返還請求中の会員数が多く、返還計画に見合った必要な資金を長期借入金により資金調達することとしております。その他、設備投資については、耐用年数に見合ったリース期間のリース取引契約を締結することを基本としており、また、短期の運転資金需要は自己資金及び金融機関からの短期借入金で調達しております。

なお、令和2年9月30日現在、契約債務の残高としては、預り保証金5,971,462千円、有利子負債が長期借入金253,376千円、短期借入金6,000千円、リース債務8,664千円となっております。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

5 【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間末現在における重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,800
計	1,800

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行 数(株) (令和2年9月30日)	提出日現在発行数(株) (令和2年12月18日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,620	1,620	非上場	権利内容に何ら 限定のない当社 における標準と なる株式であ り、単元株制度 は採用しており ません。
計	1,620	1,620	-	-

(注) 当社株式の譲渡又は取得について、株主および取得者は取締役会の承認を得なければなりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
令和2年4月1日～ 令和2年9月30日	-	1,620	-	90,000	-	-

(5) 【大株主の状況】

令和 2 年 9 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社ノリタケカンパニーリミテド	名古屋市西区則武新町 3 丁目 1 番36号	14	0.86
株式会社中日新聞社	名古屋市中区三の丸 1 丁目 6 番 1 号	6	0.37
日本ガイシ株式会社	名古屋市瑞穂区須田町 2 丁目56番地	5	0.30
株式会社川本製作所	名古屋市中区大須 4 丁目11番39号	5	0.30
東邦瓦斯株式会社	名古屋市熱田区桜田町19番18号	4	0.24
中部電力株式会社	名古屋市東区東新町 1 番地	4	0.24
株式会社フジトランスコーポレーション	名古屋市港区入船1丁目7番14号	4	0.24
計	-	42	2.59

(注) 所有株式数第 8 位にあたる 3 株を所有する株主の人数が15名となっておりますので、上位 7 名のみの記載と しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和 2 年 9 月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,620	1,620	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
端株	-	-	-
発行済株式総数	1,620	-	-
総株主の議決権	-	1,620	-

【自己株式等】

令和 2 年 9 月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
取締役	土屋 嶠	令和2年11月4日 (死亡による退任)

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性 1 2 名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

第5【経理の状況】

1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）の中間財務諸表について、公認会計士櫻井由美子による中間監査を受けております。

3．中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当中間会計期間 (令和2年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	122,726	231,342
売掛金	43,868	49,094
たな卸資産	260	180
その他	44,192	15,792
流動資産合計	211,048	296,409
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	713,615	703,306
構築物（純額）	390,275	375,630
土地	1 1,502,046	1 1,502,046
コース勘定	3,500,025	3,500,025
リース資産（純額）	10,581	8,022
その他（純額）	324,841	324,720
有形固定資産合計	2 6,441,385	2 6,413,752
無形固定資産	165,510	165,510
投資その他の資産	224,300	225,535
固定資産合計	6,831,195	6,804,798
資産合計	7,042,244	7,101,208
負債の部		
流動負債		
短期借入金	1 42,000	1 6,000
1年内返済予定の長期借入金	40,024	30,028
リース債務	5,318	4,468
未払法人税等	20,926	2,996
賞与引当金	2,105	4,365
その他	41,772	33,837
流動負債合計	152,147	81,695
固定負債		
長期借入金	73,344	223,348
リース債務	6,103	4,196
預り保証金	5,998,791	5,971,462
退職給付引当金	5,057	5,385
資産除去債務	5,814	5,881
その他	-	497
固定負債合計	6,089,111	6,210,771
負債合計	6,241,258	6,292,466

(単位：千円)

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当中間会計期間 (令和2年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	90,000	90,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	547,668	547,668
資本剰余金合計	547,668	547,668
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	4,332	4,246
繰越利益剰余金	158,984	166,826
利益剰余金合計	163,317	171,073
株主資本合計	800,985	808,741
純資産合計	800,985	808,741
負債純資産合計	7,042,244	7,101,208

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
売上高	268,796	235,154
売上原価	206,217	202,074
売上総利益	62,579	33,080
販売費及び一般管理費	22,892	21,335
営業利益	39,686	11,744
営業外収益	2 663	2 1,050
営業外費用	3 510	3 1,411
経常利益	39,839	11,383
税引前中間純利益	39,839	11,383
法人税、住民税及び事業税	14,451	2,996
法人税等調整額	1,202	631
法人税等合計	13,249	3,627
中間純利益	26,590	7,755

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	90,000	547,668	547,668	4,548	103,326	107,874	745,543	745,543
当中間期変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩				102	102	-	-	-
中間純利益					26,590	26,590	26,590	26,590
当中間期変動額合計	-	-	-	102	26,692	26,590	26,590	26,590
当中間期末残高	90,000	547,668	547,668	4,446	130,019	134,465	772,133	772,133

当中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

(単位：千円)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	90,000	547,668	547,668	4,332	158,984	163,317	800,985	800,985
当中間期変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩				86	86	-	-	-
中間純利益					7,755	7,755	7,755	7,755
当中間期変動額合計	-	-	-	86	7,842	7,755	7,755	7,755
当中間期末残高	90,000	547,668	547,668	4,246	166,826	171,073	808,741	808,741

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	39,839	11,383
減価償却費	28,689	27,633
賞与引当金の増減額（ は減少）	1,920	2,260
退職給付引当金の増減額（ は減少）	307	327
受取利息及び受取配当金	0	0
支払利息	510	1,411
売上債権の増減額（ は増加）	1,054	4,871
たな卸資産の増減額（ は増加）	53	281
仕入債務の増減額（ は減少）	3,104	4,065
未払消費税等の増減額（ は減少）	1,720	4,021
その他の流動資産の増減額（ は増加）	28,502	26,815
その他の流動負債の増減額（ は減少）	8,479	200
その他	65	67
小計	88,969	57,019
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	510	1,398
法人税等の支払額	9,725	20,926
営業活動によるキャッシュ・フロー	78,734	34,695
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	30,000	36,000
長期借入れによる収入	-	160,000
長期借入金の返済による支出	11,662	19,992
会員預り金の返還による支出	61,748	32,328
会員預り金の預りによる収入	-	5,000
リース債務の返済による支出	3,087	2,758
財務活動によるキャッシュ・フロー	106,497	73,921
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	27,762	108,616
現金及び現金同等物の期首残高	34,424	122,726
現金及び現金同等物の中間期末残高	6,661	231,342

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

商 品.....最終仕入原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

貯蔵品.....最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、残存価額については備忘価額(1円)としております。

また、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 14～59年

構築物 8～50年

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

使用人に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込み額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

使用人の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

4. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金・要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式

なお、仮払消費税及び仮受消費税は相殺の上、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間貸借対照表関係)

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (令和 2 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (令和 2 年 9 月 30 日)
土地	34,960千円	34,960千円

担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (令和 2 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (令和 2 年 9 月 30 日)
短期借入金	42,000千円	6,000千円
合計	42,000	6,000

2. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (令和 2 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (令和 2 年 9 月 30 日)
	4,118,067千円	4,145,700千円

3. 保証債務

会社分割により、下記会社の債務については重畳的債務引受を行っております。

	前事業年度 (令和 2 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (令和 2 年 9 月 30 日)
(株)桑名カントリー倶楽部 預り保証金	515,000千円	515,000千円

(中間損益計算書関係)

1. 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自平成31年 4 月 1 日 至令和元年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自令和 2 年 4 月 1 日 至令和 2 年 9 月 30 日)
有形固定資産	28,689千円	27,633千円

2. 営業外収益のうち主要なもの

	前中間会計期間 (自平成31年 4 月 1 日 至令和元年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自令和 2 年 4 月 1 日 至令和 2 年 9 月 30 日)
受取利息	0千円	0千円

3. 営業外費用のうち主要なもの

	前中間会計期間 (自平成31年 4 月 1 日 至令和元年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自令和 2 年 4 月 1 日 至令和 2 年 9 月 30 日)
支払利息	510千円	1,411千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,620	-	-	1,620
合計	1,620	-	-	1,620
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,620	-	-	1,620
合計	1,620	-	-	1,620
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自平成31年 4 月 1 日 至令和元年 9 月30日)	当中間会計期間 (自令和 2 年 4 月 1 日 至令和 2 年 9 月30日)
現金及び預金勘定	6,661千円	231,342千円
計	6,661	231,342
現金及び現金同等物	6,661	231,342

(リース取引関係)

1 . 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、芝刈機及びコンピューター端末機などであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「 2 . 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

前事業年度(令和2年3月31日)

金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	122,726	122,726	-
(2) 売掛金	43,868	43,868	-
資産計	166,595	166,595	-
(3) 短期借入金	42,000	42,000	-
(4) リース債務(1)	11,422	11,312	110
(5) 未払法人税等	20,926	20,926	-
(6) 長期借入金(2)	113,368	113,185	182
負債計	187,717	187,424	292

(1) 流動負債と固定負債のリース債務を合算して表示しております。

(2) 流動負債の1年内返済予定の長期借入金を合算して表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(3) 短期借入金、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) リース債務、(6) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入の実行、リース契約をした場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額(千円)
預り保証金	5,998,791

預り保証金については、市場価格がなく、かつ返済期限が確定してないため将来キャッシュ・フローを見積もることができません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価の表示をしておりません。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

当中間会計期間（令和２年９月30日）

金融商品の時価等に関する事項

令和２年９月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	231,342	231,342	-
(2) 売掛金	49,094	49,094	-
資産計	280,436	280,436	-
(3) 短期借入金	6,000	6,000	-
(4) リース債務（１）	8,664	8,594	69
(5) 未払法人税等	2,996	2,996	-
(6) 長期借入金（２）	253,376	250,571	2,804
負債計	271,037	268,163	2,874

（１）流動負債と固定負債のリース債務を合算して表示しております。

（２）流動負債の1年内返済予定の長期借入金を合算して表示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(3) 短期借入金、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) リース債務、(6) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入の実行、リース契約をした場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額(千円)
預り保証金	5,971,462

預り保証金については、市場価格がなく、かつ返済期限が確定してないため将来キャッシュ・フローを見積もることができません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価の表示をしておりません。

３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)
該当事項はありません。

(持分法損益等)
該当事項はありません。

(企業結合等関係)
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)
前事業年度(令和2年3月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高	5,683千円
時の経過による調整額	131千円
当事業年度末残高	5,814千円

当中間会計期間(令和2年9月30日)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高	5,814千円
時の経過による調整額	67千円
当中間会計期間末残高	5,881千円

(賃貸等不動産関係)
前事業年度(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

貸借対照表計上額(千円)			当事業年度末の時価 (千円)
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
57,771	22,810	34,960	57,807

(注) 1 当事業年度末の時価の算定方法は、固定資産税評価額を合理的に調整した金額であります。

2 減少の理由は、遊休不動産の売却(22,810千円)によるものであります。

当中間会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

賃貸等不動産の中間貸借対照表計上額及び中間貸借対照表日における時価に、前事業年度の末日に比して著しい変動がみられないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間(自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)

当社は、ゴルフ場経営事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当中間会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

当社は、ゴルフ場経営事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間(自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	プレー収入	食堂・売店売上	年会費	入会登録料	合 計
外部顧客への売上高	214,235	26,265	25,296	3,000	268,796

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	プレー収入	食堂・売店売上	年会費	入会登録料	合 計
外部顧客への売上高	187,136	20,658	25,077	2,281	235,154

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前中間会計期間 (自平成31年 4 月 1 日 至令和元年 9 月30日)	当中間会計期間 (自令和 2 年 4 月 1 日 至令和 2 年 9 月30日)
1 株当たり中間純利益	16,413円	4,787円
(算定上の基礎)		
中間純利益 (千円)	26,590	7,755
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る中間純利益 (千円)	26,590	7,755
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,620	1,620

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

	前事業年度 (令和 2 年 3 月31日)	当中間会計期間 (令和 2 年 9 月30日)
1 株当たり純資産額	494,435円	499,223円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額 (千円)	800,985	808,741
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	-	-
普通株式に係る中間期末 (期末) の純資産額 (千円)	800,985	808,741
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末) の普通株式の数 (株)	1,620	1,620

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第62期）（自 平成31年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月31日） 令和 2 年 6 月24日東海財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和2年12月11日

株式会社六石ゴルフ倶楽部

取締役会 御中

櫻井由美子 公認会計士事務所

愛知県名古屋市

公認会計士 櫻井 由美子 印

中間監査意見

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社六石ゴルフ倶楽部の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第63期事業年度の中間会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

私は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社六石ゴルフ倶楽部の令和2年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における私の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。